明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○医療法の一部を改正する法律（七四）　四
○琵琶湖の保全及び再生に関する法律（七五）　六
〔政　令〕
○関税割当制度に関する政令の一部を改正する政令（三三九）　二〇
〔省　令〕
○厚生年金保険法第七十九条の九第一項の報告書に記載すべき事項及びその公表方法を定める省令（総務・財務・文部科学・厚生労働一）　三
○不動産登記規則等の一部を改正する省令（法務四三）　三
○東日本大震災に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間の特例に関する省令の一部を改正する省令（厚生労働一四五）　三五
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同一四六）　三七
○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同一四七）　二九
○消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令（同一四八）　三三

本号で公布された法令のあらまし

◇医療法の一部を改正する法律（法律第七四号）

（厚生労働省）

1　地域医療連携推進法人に関する事項

(一)　都道府県知事の認定等

(1)　地域において良質かつ適切な医療を効率的に提供する参加法人を社員とし、開設する病院、診療所及び介護老人保健施設（以下「病院等」という。）の業務の連携を推進するための方針（以下「医療連携推進方針」という。）を定め、医療従事者の研修、医薬品等の物資の供給、資金貸付その他の業務（以下「医療連携推進業務」という。）を行うことを目的とする一般社団法人は、都道府県知事の認定を受けることができることとした。（第七〇条関係）

(2)　医療連携推進方針には、病院等の連携を推進する区域（都道府県医療計画において定める構想区域を考慮して定めることとした。以下「医療連携推進区域」という。）、医療連携推進区域において開設する病院等相互間の機能の分担及び業務の連携に関する事項、その目標等を記載しなければならないこととした。（第七〇条の二第二項及び第三項関係）

(3)　参加法人は、医療連携推進区域において、病院等を開設する法人とすることとした。また、医療連携推進方針において、介護事業その他の地域包括ケアシステムの構築に資する事業の連携を推進する旨を記載した場合は、当該事業等を行う法人を参加法人とすることができることとした。（第七〇条第一項、第七〇条の二第四項及び第七〇条の八第一項関係）

(4)　(1)の都道府県知事の認定は、次に掲げる基準に適合すると認めるときに、地域医療構想との整合性に配慮するとともに、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴いた上で行うことができることとした。（第七〇条の三関係）

イ　医療連携推進業務を行うことを主たる目的とするものであること。

ロ　社員は、各一個の議決権を有するものであること。ただし、当該法人の目的に照らし、不当に差別的な取扱いをしないこと等を条件に、定款で別段の定めをすることができるものであること。

ハ　営利を目的とする団体又はその役員と利害関係を有する者等を社員並びに理事及び監事としないものであること。

ニ　地域の関係者等を構成員とする評議会を設置し、医療連携推進方針等の重要事項の決定について、社員総会及び理事会において意見を述べることができるものとされていること。

ホ　参加法人が予算、事業計画その他の重要事項の決定を行うに当たり、あらかじめ、地域医療連携推進法人に意見を求めなければならないものとされていること。

ヘ　医療連携推進業務を行うに当たり、社員、理事、監事等に対し特別の利益を与えないものであること等の必要な基準を満たすものであること。

(二)　地域医療連携推進法人の参加法人の病院等における標章等

(1)　参加法人が開設する病院等は、地域医療連携推進法人の参加法人である旨の標章を掲示しなければならないこと等とした。（第六条の五及び第七〇条の一一関係）

(2)　地域医療連携推進法人は、医療連携推進業務と関連する事業を行う事業者に対して出資を行うことができることとした。（第七〇条の八関係）

(3)　都道府県知事による監督等の医療法人に関する規定の準用等

イ　地域医療連携推進法人の代表理事の選定及び解職は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じないこととした。（第七〇条の一九関係）